

取引先法人の取引にかかる内部手続と  
金融機関の実務

2021年3月

金 融 法 務 研 究 会

## は し が き

本報告書は、本研究会第1分科会における平成30年度の研究の内容を取りまとめたものである。

これまでに第1分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、平成30年度は「取引先法人の取引にかかる内部手続と金融機関の実務」をテーマとして取りあげ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「非営利法人との取引」（中田裕康担当）、第2章で「非営利法人の代表・代理に瑕疵がある金融取引の効力」（神作裕之担当）、第3章で「代表権の制限に関する規律と債権法改正—民法107条が代表権の濫用の解釈に与える影響」（加藤貴仁担当）、第4章で「利益相反取引規制と金融機関」（岩原紳作担当）、第5章で「特別利害関係取締役」（神田秀樹担当）、第6章「法人の機関決定についての銀行の義務」（森下哲朗担当）を取りあげている。

このうち第1章においては、非営利法人の代表者が問題ある取引行為をした場合に法人がいかなる責任を負うのかを検討し、非営利法人との取引における法的問題を取りあげる。第2章においては、代表権・代理権に瑕疵がある者によりなされた非営利法人の金融取引または金融商品取引の効力について検討する。第3章においては、債権法改正によって新設された代理権の制限に関する規定（特に民法107条）が株式会社における代表権の制限に係る規律に与える影響を論じる。第4章においては、金融機関が株式会社である顧客との間の取引において、当該取引が当該会社における利益相反取引規制違反となるという問題に関わる判例を分析し、金融機関としてはそのような問題に対しどのように対処すべきかを検討する。第5章においては、会社法369条2項にいう「決議について特別の利害関係を有する取締役」の意義、そのような取締役が「議決に加わることができない」という意味、そして、同項の違反があった場合における決議および決議に基づく対外的行為の効力について検討する。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部にお願いしている。

最後に、第1分科会では、令和2年度は「銀行に対する業務範囲規制の在り方」をテーマとして取りあげ、研究を続けている。

令和3年3月  
金融法務研究会座長  
岩原紳作